申告前に書類の確認を!

◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。 (□欄を使って確認しましょう。)

所得の種類	持参するもの	
すべての方	□印鑑 □生命保険料支払証明書 □保険税・介護保険料の領収書 □ 国民年金 ・農業者年金掛金領収書 □医療費の領収書(通院のため要した交通費の領収書も) □身体障害者手帳(寝たきりの場合は前もって税務課に申し出てください。)	□損害保険料支払証明書(火災保険、建物共済など) □火災、雪害、盗難にあった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)または領収書 □大学生のいる家庭では在学証明書 □預金□座番号
事業所得の方	◆営業所得者およびその他の事業所得者 □現金出納帳(売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳) □自家消費、事業用消費の整理帳 □仕入帳(売上原価の整理) □たな卸帳	□経費帳 (科目毎の必要経費の整理⇒ 租 税公課、水道光熱費、通信費、広 告宣伝費、接待交際費、損害保険料、 修繕費、消耗品費、給料賃金、地 代家賃、雑費)
	◆農業所得者 □米以外の収入がある方は、農協等からの出荷証明書 □農機具購入契約書と領収書(金額の多少にかかわらず必要です) □土地改良費・水利費のわかるもの □農作業の受委託のわかるもの □支払小作料のわかるもの	□農業用の借入金利子証明書 □米政策等に係る拠出金のわかるもの □雇人費明細書(農作業毎の賃金の明細、領収書) □大農具の損害保険領収書 □客土費用(3年償却)の領収書
	◆その他の所得者 大工、左官等の方が持参するもの □年間の稼働日数明細書(月別、仕事先と賃金の明細) 大工、左官等で請負仕事の場合は 機械・器具(道具)の購入費および修理費、税金(自動車税、重量税)、車検経費の領収書 □請負工事毎の損益計算書 □全国建設工事国保の保険料領収書	
給与所得の方	口給与、報酬、賃金の源泉徴収票 日雇、出稼ぎ収入のあった方は、所得税(源泉徴収税額)が還付される場合があ りますので、 勤務先から必ず源泉徴収票 を取り寄せてください。	
年金等の所得の方	各種年金については、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、遺族年金、厚生年金、共済年金、公務扶助料、恩給等すべての年金等が含まれます。 申告には各種年金の源泉徴収や支払通知書を提示してください。 (個人年金も必要)	
譲渡所得の方	譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、 市県民税の申告の必要はありません。 譲渡所得者(土地、建物を売った場合)が 税務署へ持参するものは次のとおりです。 口譲渡した物件に係る売買契約書(または売 買価格を証明できる書類)	口譲渡費用(仲介手数料、測量費 など)の領収書 口収用の場合は 買取り証明書 口交換および代替地を受け取った 場合は契約書(または覚書)
その他	不動産所得 ロ収入明細及び経費明細 一時所得(保険満期金等)・配当所得・退職所得がある方 ロ支払調書等支払額がわかるもの	

2月 申告しなければならない方 ださい。 のでそちらをご覧になって、定められた会場で必ず申告してくのでそちらをご覧になって、定められた会場で必ず申告してくがしい日程表は、後日各地区別に別紙として配付いたします(消費税申告も受け付けします:簡易のみ)平成18年の申告相談を2月1日~3月15日まで行います。 5 _ 月 5

①平成18年1月1日現在「北秋田市」 ばなりません) いで住んでいる方も申告しなけれに住んでいる方(住民登録をしな

②給与所得だけの方で職場で年末調 整を行った方

2 ha未満の方だけです。

(控除限度額25万円)

①税務署に確定申告書を提出される方

申告する必要のない方

農業の申告をされる方へ

申告ができるのは、水稲作付面積農業所得簡易計算(農業標準)で 各地区で申告してください 支計算ノー を作成し、 協などの指導を受けて収支内訳書 支計算による申告が必要です。 売用野菜)を作付している方は収 収支のわかる資料 トなど) を持参のうえ 収 農

②給与以外の収入・所得がある方

昨年と同様に、 付面積が2 h以上の方や専門野菜(販 稲作農家の方で作

日まで

高証明書 宅取得資金に係る借入金の年末残約書又は売買契約書(写し)●住

参してください。紛失された方は得)等特別控除証明書」を必ず持除を受けている方は「住宅借入金(取まで住宅借入金(取まで住宅借入金(取り等特別控 税務署で再交付を受けてください

定率減税につい

平成17年分の所得税について定率 減税額は年税額の2%相当額です 減税が実施されます。 7

平成19年分(平成20年3月申告) 2h未満の農家も収支計算に移行 する準備を始めておいてください 告ができなくなる予定ですので、 の農業申告から簡易計算による申

持参について(お願い)国民年金保険料の領収書□

より住宅を取得し、住宅借入金特平成17年中に新増築、売買などに 別控除を受けようとする方は、 の書類を持参のうえ確定申告して ください。家屋の取得と同時に土

係る分の書類も必要です。 地も取得された方は土地の取得に

)住民票●登記簿謄本●工事請負契

特別控除を受ける方住宅借入金(取得)等□

次

持参ください。 れている方は、 してください。 納付状況を確認できない場合は控

民年金保険料」の領収書を必ず持参 ことができなくなりました。 に変わったことにより、 先が市町村から国(社会保険事務所) ・そのため、申告にあたっては みなさんが納めた保険料をは握する 平成4年4月から国民年金の納付 振替口座の通帳をご 口座振替をご利用さ 市町村では

除することができなくなります。



7 広報きたあきた 18. 1. 16 広報きたあきた 18. 1. 16 6